

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書(概要)

公表日:令和3年10月25日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和3年4月16日
	訪問調査日	令和3年7月21日
	評価結果の確定日	令和3年10月18日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1)事業者概況

事業所名称	甲田いづみこども園	種 別	幼保連携型認定こども園		
事業所代表者名	園長 國信 勝裕	開設年月日	平成31年4月1日		
設置主体	社会福祉法人 三篠会	定 員	145人	利用人数	127人
所在地	〒739-1101 広島県安芸高田市甲田町高田原2500-3				
電話番号	0826-45-7270	FAX番号	0826-45-5660		
ホームページアドレス	https://www.misasakai.or.jp/				

(2)基本情報

サービス内容(事業内容)	事業所の主な行事など
○ 0歳児(生後57日~)から5歳児の保育	春:ひなまつり・卒園式・入園式・花まつり・親子遠足
○ 延長保育(19時30分まで)	夏:七夕・お泊り保育(年長組)
○ 障害児保育	秋:運動会・親子遠足・生活発表会
○ 完全給食	冬:クリスマス会・もちつき会・節分
○ 園バス送迎(希望者のみ)	毎月:誕生日会・避難訓練・発育測定・園庭開放
○ 地域子育て支援拠点事業, 病児・病後児保育事業の実施	体操教室・手話教室
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○ 保育室 4室	○屋外遊戯室 3か所 ○事務室 1か所
○ 乳児室・ほふく室・保育室 1室	○相談室兼会議室 1か所
○ 子育て支援室兼屋内遊戯室 1室	○病児・病後児室 1か所
○ 保健室 1室	トイレ(8か所), 調理室(1か所), 調乳室(1か所) 沐浴室(1か所), 砂場(2か所), 足洗い場(4か所) プール(1か所),

職員の配置

職 種	人 数(うち常勤の人数)	職 種	人 数(うち常勤の人数)
園長(所長)	1人(1人)	管理栄養士	1人(0人)
主任保育教諭	1人(1人)	調理員	3人(0人)
保育教諭	24人(13人)	事務員	2人(0人)
看護師	1人(1人)	運転手	1人(0人)
保育補助	1人(0人)	嘱託医(小児科医, 歯科医)	2人(0人)
		嘱託薬剤師	1人(0人)

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

社会福祉法人三篠会が運営する「甲田いづみこども園」は、公立の3か所の保育所を統合し、現在地に開設されて3年目の事業所です。建物は、この地にある広島県の文化財でもある前方後円墳の甲田古墳をイメージしたものとなっており、1階の玄関を入ると、吹き抜けで明るい円形のロビーを中心として保育室に入室できるつくりとなっています。はだし保育を特徴とし、保育室から直接園庭に出ることが可能となっていたり、吹き抜けのロビーでは、子どもたちが使い方のルールを決めたボルダリングが出来るようになっています。開設3年を過ぎて、「ここに来てよかった」と感じてもらえるよう、多様化する小さなニーズを拾いあげていく努力をされているとのことでした。

今回は、初めての第三者評価であり、サービス編は全職員で取り組まれたとのことですが、管理運営編についても、全職員で自己評価されることで、園長の役割の周知にもつながると思います。また、自己評価実施の時点で業務やマニュアルの見直し、確認が出来ることで根拠に基づく保育につながっていることを伺うことが出来ました。

◎特に評価の高い点

- (1)園内の施設・設備は、月に1回「園設備安全点検チェックリスト」に沿って確認をされることで、子どもが安全に過ごせるよう努められています。子どもにも発達段階や状況に応じて安全指導を行い、注意を促されています。室内遊具のボルダリング使用ルールを子どもたち自身に作成してもらうなど、無理なく自然にルールが守れるような工夫もされていました。(管理運営編:No.13_利用者の安全確保)
- (2)園舎の中央は吹き抜けで室内全体が明るく、保育室の広さやトイレも年齢に合わせて設計され、角のない手洗い台を採用されるなど、子どもの安全にも配慮されています。(管理運営編:No.14_設備環境)
- (3)0・1歳児クラスは、子どもの成長に合わせてゆったりと過ごせるように同じ保育室で保育されています。一般的な遊具のある園庭に加えて、土管を埋めたトンネルや物見塔のある築山、乳児クラスから直接出られる乳児専用園庭など、子どもの年齢や用途にあわせた遊び場が整備されています。また、屋内でもしっかりと体が動かせるよう、木のぬくもりが感じられるつくりになっています。手作りおもちゃを使ったり、各年齢にあった玩具を準備し、子どもの自発性が発揮できるよう努められています。エアコン、空気清浄機や加湿器を設置されるとともに、1日1回実施される「クリーンタイム」で消毒も実施され、快適な室内環境づくりに配慮されています。(サービス編:No.15-17_保育環境)

◎特に改善を求められる点

- (1)事業計画は策定されていますが、中・長期計画が明文化されていませんでした。同法人内の3事業所の子ども園で協議されたことや、園独自で子育て人口等の地域状況を踏まえて作成されることを提案します。中・長期計画をもとに、事業計画を立てられることで、さらなる理念の実践にもつながると考えます。(管理運営編:No.3_中・長期的なビジョンと計画の明確化)
- (2)アンケートの実施等で意見の聞き取りを行っておられますが、苦情だけではなく、よい意見も聞けるよう意見箱を「皆様の声」のような名称で設置されることで、自由に意見が述べやすくなると思われます。また、苦情・意見を公開することにより、保護者からの信頼も高くなると考えます。(管理運営編:No.22-24_意見を述べやすい体制の確保)
- (3)SIDSの対応は、直接支援される3歳未満児クラスの職員には十分周知されていましたが、直接関わりのない3歳以上児クラスの職員には周知が不十分でした。緊急時に備えて園全体で安全な保育につながるよう、全職員で取り組めるような仕組みづくりを提案します。(サービス編:No.21_乳児保育)
- (4)虐待が疑われた場合には、マニュアルに基づき、園長を通じて直ちに市に報告する仕組みがあり、関係機関等とのケース会議も行われています。今後は、日常的に虐待の兆候を見逃さないように気づく力を養う研修などを通して、虐待が疑われる子どもの特徴への理解を深め、対応されることを提案します。(サービス編:No.28_虐待等への対応)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価の受審にあたりましては、調査員の方々や保護者の皆さまから貴重なご意見をいただき、大変感謝しております。

園が開設して3年目となり、園内でも日々の保育の在り方について、細かな部分の気づきが出始めてきました。

この度の受審では、自分たちの気づき(課題)と調査員の方々による客観的な視点での評価のすり合わせを行うことで、あらためて園の現状を確認することができました。

まだまだ、園としての課題も多いですが、園児や保護者の皆さまが、心から「この園に来てよかった。」と思っただけのよう、一つ一つの課題と丁寧に向き合っていきながら、質の高い保育が提供できる園作りに取り組んでまいります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編

1 福祉サービスの基本方針と組織	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	法人の理念「歩・実・心(あゆみのこころ)」および基本方針が明文化されているハンドブックを全職員に配布されています。新任研修で、理事長自らが理念・基本方針を説明され、職員の支援の基本につながられています。 園の教育・保育理念や保育目標、教育・保育指針は、入園のしおりやパンフレットに掲載し、入園時に保護者へ説明されています。 園の理念・方針については、保護者がいつでも閲覧できるような場所へ掲示されてはいかがでしょうか。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	法人理念・基本方針に基づき、多様化するニーズを的確に把握しながら事業計画を策定し、事業計画は職員会議等で説明されています。 ◎事業計画は、事務所内での保管場所が周知されていませんでしたので、閲覧しやすい工夫をされてはいかがでしょうか。 ◎中・長期計画が明文化されていませんでした。法人として難しいようであれば子育て人口等の地域状況も踏まえ、園独自のものを作成されることを提案します。中・長期計画をもとに、事業計画を立てられることで、さらなる理念の実践にもつながると考えます。
	(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	年度初めには、園長自らが、事業計画や目標について職員に説明し、市の研修に参加されるなど、制度改正等についても理解を深められています。 理事長・ブロック長が集まる定期的な会議で、人員配置や環境整備に取り組まれているとともに、年2回実施される職員面談では、職員の目標や現状を把握し、職員からの意見等も聞き取られています。直近では、職員の意見から、休憩を取りやすくするなど働きやすい職場づくりを心がけておられます。
2 組織の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	市内の園の所長会に出席し、情報交換および連携を図られています。 毎月、稼働率の確認および前年度との比較をし、経営状況の分析や翌年度の採用計画等を検討されています。園の状況については、月に1回の施設長・ブロック長が集まる会議と3か月に1回は理事長にも報告をされています。 開設3年を迎え、当初の見込みより利用者数は少ないとのことですが、課題等を把握し、安定した経営をされています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	国の制度や加算状況、職員の現状をふまえて採用計画を立てられ、今年度も非常勤職員も含めて、複数の職員を採用されていました。 年に2回の個別面談で、職員の目標や達成状況を把握されるとともに、年間を通じて法人および園独自の研修を計画・実施されています。 時間外労働や有給休暇の取得状況は、定期的に確認されています。 実習生も積極的に受け入れておられます。 ◎養成校の要綱に基づいて、担当クラスや終わりの反省会などの受入れ体制をその都度調整し対応されていますが、今後、実習生も増えてくるのが想定されるので、どの職員が担当しても対応できるように、今の手順を簡単なマニュアルとして準備されてはいかがでしょうか。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	緊急事態に備え、事務所内に緊急連絡簿を設置されています。また、緊急の場合には、情報伝達ツールを活用して、職員に一斉メールを送付できるよう仕組を整えられています。 園内の施設・設備は、月に1回「園設備安全点検チェックリスト」に沿って確認をされることで、子どもが安全に過ごせるよう努められています。 子どもにも発達段階や状況に応じて安全指導を行い、注意を促されています。室内遊具のボルダリング使用ルールを子どもたち自身に作成してもらうなど、無理なく自然にルールが守れるような工夫もされていました。

2 組織の 運営管理	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	園舎の中央は吹き抜けで室内全体が明るく、保育室の広さやトイレも年齢に合わせて設計され、角のない手洗い台を採用されるなど、子どもの安全にも配慮されています。1日1回、担当者が居室・廊下・トイレなど、園内の掃除・消毒を実施されています。各保育室には、低濃度オゾン発生機を設置し、感染症および臭気の対策をされています。 ◎環境衛生の責任者は業務分担表には記載されていますが、感染症対策も含めて、責任者をチェックリスト等に明文化することで、責任者の自覚および保護者や外部の人への安心にもつながると考えます。
	(5)地域との交流と連携 自己評価：NO.16	地域子育て支援事業として、毎日の園庭開放と月に1回開催の「おしゃべり広場」を実施されたり、保護者の通院やリフレッシュを目的とした一時保育も毎日受け入れられるなど、地域の子育て支援拠点となっています。現在、ボランティアは受け入れておられませんが、夏休みを利用して学生ボランティアの受け入れを計画されています。 ◎実習生受入れと同様にボランティア受け入れマニュアルを作成されるとともに、ボランティア受け入れ後に、職員同士で受入れの検証をされることで、継続したボランティア受け入れにつがることを期待します。
	(6)事業の経営・運営 自己評価：NO.17-18	市の保育連盟の会議や研修に参加することで、連盟や行政と意見交換が行われています。 財務諸表は、WAMネットで公開し、説明を求められた場合は、開示方法等の規程に沿って対応できる体制を整えられています。
3 適切な福祉サービスの 実施	(1)利用者本位の福祉サービス 自己評価：NO.19-24	一人ひとりを尊重したサービス提供は、理念にも定められており、新人研修をはじめ研修・会議等で折に触れて取りあげられています。個別のケースは、職員会議やクラスミーティング等で検討を行っておられます。職員自ら、外部からプールが見えないようにカーテンを設置する提案をされるなど、子どもの人権に配慮した支援をされていますが、性差への配慮など、新しい支援方法については、今後研修等を実施し対応される予定です。 行事後に保護者へのアンケートを実施し、アンケート結果は、翌年度の事業に反映されるとともに、保護者も閲覧できるよう園内に掲示されています。 苦情解決体制は、重要事項説明書に明文化し、園内の掲示板にも掲示され、苦情受付後は、記録に残して保護者へフィードバックされています。 ◎苦情だけではなく、よい意見も聞けるよう意見箱を「皆様の声」のような名称で設置されることで、自由に意見を述べやすくなり、また、苦情・意見を公開することで、保護者への信頼度も高くなると考えます。
	(2)サービス・支援内容の質の確保 自己評価：NO.25-28	第三者評価は、今回初めて受審されましたが、サービス編は職員全員で取り組み、今回の結果を今後の支援に活用される予定です。 厚生労働省から出されたガイドラインをマニュアルとして、職員が常に見ることができるよう事務所に設置し、マニュアルの見直し・更新時は、毎月実施される職員会議で周知されています。 子ども一人ひとりの記録は、「個人票」および「指導計画」、保護者からの相談等は、「個別ケース記録」として整備されています。記録の内容は、職員会議やクラスミーティングで周知され、議事録も「ケース会議記録」として作成・保管されています。 ◎保護者から記録の開示を求められた場合の対応方法が周知されていないようなので、開示方法のマニュアルを整備し、どの職員でも対応できるよう検討されてはいかがでしょうか。
	(3)サービスの開始・継続 自己評価：NO.29-32	写真やイラスト等を活用して、園の雰囲気や伝わるパンフレット・ホームページを作成されています。園庭開放の情報は、市の広報誌・ホームページにも掲載し周知されています。保護者には、毎月、「園だより」「クラスだより」「ほけんだより」を発行し、園の様子を伝えておられます。 入園前には、新年度は職員が、年度途中の入園時は園長が担当し、「入園のしおり」「重要事項説明書」に沿って説明をされています。契約解除についても、重要事項説明書に基づき、入園時に説明されています。年に何件か、転園されるケースがあり、その際には、指導要録等で引き継ぎを行っておられます。「重要事項説明書」に契約終了後の相談窓口等の一文を掲載されると、より丁寧な対応につながるのではないのでしょうか。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：保育所

1 事業所運営体制の基本	(1)サービスの質の確保 自己評価：NO.1-3	<p>「職員会議」「クラスミーティング」「フリーミーティング」など内容に応じて会議が開催されています。会議に参加できなかった職員には、個別で報告し、会議記録も保存されています。</p> <p>職員が日常的にリーダーや主任に相談しやすい環境づくりを心がけられ、相談内容に応じて、保育を考える場としてクラスミーティングの開催や、発達支援センターの相談員に連絡を取って、子どもの発育やクラス運営について、専門的なアドバイスを受けられる仕組みもあります。</p> <p>個人情報に関する書類は、情報が漏れないよう、施錠して保管されています。</p> <p>「個人票」「指導計画」等の記録方法については、職員間で個人差がみられるため、研修等で改善される方法を検討されています。</p>
2 子どもの発達援助	(1)発達援助の基本 自己評価：NO.4-8	<p>「保育課程」は、各クラスの意見を聞きながら、主に園長・主任で作成し、作成後は年間計画とあわせて職員に周知されています。</p> <p>「指導計画」は、月に1回クラスで評価された後、主任・園長が内容を確認し、必要に応じて指導されています。</p> <p>各クラスでは、状況に応じて2～4人の複数の職員で対応し、全体をみるだけでなく、子どもに寄り添えるよう支援されています。</p> <p>外国籍の子どもも在籍しており、園児には本などを通じて自然に文化の違い等が理解できるよう配慮されています。「地域催事への参加」「地域の高齢者施設との交流」など、地域や幅広い世代との交流を事業計画にも記載されています。</p> <p>◎今後は、全職員が参画して「保育課程」「指導計画」を作成・評価する仕組みを検討され、子ども一人ひとりへの理解をさらに深めるために上手にPDCAサイクルを回していかれることを期待します。</p>
	(2)健康管理・食事 自己評価：NO.9-14	<p>発熱時・嘔吐時の対応マニュアルを作成されています。</p> <p>子どもの健康管理は、常勤の看護師が日々管理されています。</p> <p>内科検診・歯科検診・フッ素塗布を定期的実施し、結果は個人票に記載するとともに「検診記録」として保管・管理され、保護者・職員間で共有されています。</p> <p>食事には旬の素材を使い、食を通じて季節を感じられるよう工夫をされています。毎食「お汁」を提供し、白飯の上に「いりこ」を載せるなど、食事提供を工夫されています。また、日中しっかり活動してお腹をすかせることで食べる意欲につなげる、調理員に「おいしかったよ」と感謝の気持ちを伝えるよう促すなど、食とつながりのある保育を大切にされています。</p> <p>アレルギーのある子どもには、給食のトレーの色を変え、確実に除去食が届けられるよう配慮されています。</p> <p>園での食事内容は、毎月の献立表の配布と毎日の掲示板前への給食サンプル展示で保護者に周知されています。食中毒警報発令時は、サンプルを写真に変更して対応されています。</p> <p>◎人気の献立や旬の素材などを園だよりやクラスだよりに掲載されるなどの工夫で、保護者にも園での食事の取り組みや子どもの様子を周知されてはいかがでしょうか。</p>
	(3)保育環境 自己評価：NO.15-17	<p>0・1歳児クラスは、子どもの成長に合わせてゆったりと過ごせるように同じ保育室で保育されています。</p> <p>一般的な遊具のある園庭に加えて、土管を埋めたトンネルや物見塔のある築山、乳児クラスから直接出られる乳児専用園庭など、子どもの年齢や用途にあわせた遊び場が整備されています。また、屋内でもしっかりと体が動かせるよう、木のぬくもりが感じられるつくりになっています。手作りおもちゃを使ったり、各年齢にあった玩具を準備し、子どもの自発性が発揮できるよう努められています。</p> <p>エアコン、空気清浄機や加湿器を設置されるとともに、1日1回実施される「クリーンタイム」で消毒も実施され、快適な室内環境づくりに配慮されています。</p>

<p>2 子どもの発達援助</p>	<p>(4)保育内容 自己評価：NO. 18-23</p>	<p>「子どもの学びの場」を常に意識して、職員は、言葉使いや態度、姿勢が子どもたちの見本となるよう心がけられ、怪我につながらないよう見守りながら、お互いの気持ちに気付けるよう、年齢にあった声かけをされながら、自分の言葉で気持ちを伝える環境づくりに努められています。</p> <p>園内の花壇では、季節の野菜等の植物を育て、子どもだけでなく保護者も一緒に成長過程を楽しまれています。訪問時には、給食係や玄関の靴箱掃除など、子どもたちの活発な当番活動が実施されていました。</p> <p>お泊り保育で地元のスーパーで園児自ら食材を購入するなど、社会体験が得られる機会を設けておられます。</p> <p>研修にも参加され、体操やリズム運動などに積極的に取り組まれています。今後、より多くの人と関われるように、絵本の読み聞かせボランティアなどの活用も検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>◎SIDSの対応は、直接支援される3歳未満児クラスの先生には十分周知されていましたが、直接関わりのない3歳以上児クラスの先生には周知が不十分でした。緊急時に備えて園全体で安全な保育につながるよう、全職員で取り組めるような仕組みづくりを提案します。</p> <p>◎現在は延長保育での軽食の提供をされてないとのことでしたが、市販の個包装菓子の提供など、長時間保育の子どもへの対応をご検討ください。</p>
<p>3 子育て支援</p>	<p>(1)保護者等への支援 自己評価：NO. 24-28</p>	<p>保護者へは、月に1回の「園だより」「クラスだより」「ほけんだより」の他、情報伝達アプリ「キッズリー」を活用して行事や依頼事項を連絡されています。毎日の連絡ノートや送迎時の会話、年に2回実施する参観日・懇談会を通して、日ごろから保護者とのコミュニケーションに努められ、気になる内容については、個別に懇談されたり、必要に応じて支援センター等と連携されています。</p> <p>◎保護者への対応に差が出ないように心がけられていますが、お迎えが集中する時間帯の対応を難しく感じられているとのことでした。園内の掲示板に記載されている子どもの様子や連絡事項などをより充実させるなど、職員・保護者に負担のない対応を検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>◎全職員が、確実に保護者からの相談に応じられるように、相談後の流れを文書化して職員に周知されてはいかがでしょうか。</p> <p>◎虐待が疑われた場合には、マニュアルに基づき、園長を通じて直ちに市に報告する仕組みがあり、関係機関等とのケース会議も行われています。今後は、日常的に虐待の兆候を見逃さないように気づく力を養う研修などを通して、虐待が疑われる子どもの特徴への理解を深め、対応されることを提案します。</p>
<p>4 子どもの安全</p>	<p>(1)安全・事故防止 自己評価：NO. 29-31</p>	<p>消毒・汚物の処理方法などのマニュアルに基づいて園内の掃除・消毒を実施されています。</p> <p>感染症の発症が確認された場合は、園内の掲示板や書面等で保護者に周知されています。職員も朝の検温を実施し、37度以上の発熱の場合は早退・休暇を取得するなどの基準を設けて対応されています。</p> <p>熱性痙攣対応マニュアル等、急変時のマニュアルが各クラスに配布され、緊急時には、事務所内の緊急連絡先で速やかに対応されています。</p> <p>◎事故があった場合は、「事故報告書」を作成して職員会議で周知されていますが、「ヒヤリ・ハット」事例の蓄積が不十分でした。「ハインリッヒの法則」に基づき、少しでも危ないと感じる場面を文書化して職員全員で振り返ることで、事故防止につなげられることを期待します。</p> <p>◎不審者を発見しやすい園の構造、門・自動ドアのセキュリティー対策や防犯カメラの設置等、不審者対応をされていますが、不審者対応マニュアルの作成や研修等が不十分でした。警備会社と協力したマニュアルの作成や不審者の侵入を想定した訓練等の実施を提案します。</p>
<p>5 地域との関わり</p>	<p>(1)関係機関及び地域との連携 自己評価：NO. 32-34</p>	<p>障害のある子どもや発達で気になる面がある子どもの保護者には、専門機関を紹介するなど、連携しながら支援されています。</p> <p>小学校・中学校の校長との定期的な会議や、小学校長との交流会などを通して、情報交換や交流行事が行われています。</p> <p>地域子育て支援事業として、毎日の園庭開放や月に1回の「おしゃべり広場」を実施されたり、保護者の通院やリフレッシュを目的とした一時保育も毎日受け入れておられるなど、地域の子育て支援拠点となっています。</p>

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が利用者等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	C	C	○
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	B	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	管理者(施設長)の役割と責任の明確化	管理者(施設長)は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	D	A	
6	リーダーシップの発揮	管理者(施設長)は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	B	A	

2 組織の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	B	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善するしくみが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	C	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	B	B	

(3)安全管理

13	利用者の安全確保	利用者の安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	B	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	事業所(施設)は，利用者の快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	事業所(施設)は，清潔ですか。	B	B	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	利用者と地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	B	B	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	制度について、保険者あるいは行政担当部署等に意見や意向を伝えてありますか。	B	A	
18	財務諸表の公開	地域住民、利用者に対して財務諸表を公開していますか。	C	A	

3 適切な福祉サービスの実施**(1)利用者本位の福祉サービス**

19	利用者を尊重する姿勢①	利用者を尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	B	B	
20	利用者を尊重する姿勢②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	C	B	
21	利用者満足の上	利用者満足の向上(または保護者の意向を尊重)に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	利用者(または保護者)が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	B	B	○
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	B	○
24	意見を述べやすい体制の確保③	利用者(または保護者)からの意見に対して迅速に対応していますか。	B	B	○

(2)サービス・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた組織的な取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	B	A	
26	標準的な実施方法の確立	各サービス業務が標準化され、マニュアル化されてサービスが提供されていますか。	C	B	
27	サービス実施状況の記録	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われていますか。	B	A	
28	記録の管理と開示	記録等の開示を適切に行っていますか。	D	B	

(3)サービスの開始・継続

29	サービス提供の開始①	利用希望者に対して、サービス選択に必要な情報を提供していますか。	B	A	
30	サービス提供の開始②	サービスの開始にあたり、利用者等に説明し、(同意を得)ていますか。	A	A	
31	利用契約の解約・利用終了後の対応	利用者がいつでも契約の解約ができることを説明し、また、利用者または事業者から直ちに契約を解除できる事由を定めていますか。	A	A	
32	サービスの継続性への配慮	事業所変更や家庭への移行(または保育サービスや保育所の変更)にあたり、サービスの継続性に配慮した対応を行っていますか。	C	C	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：保育所版）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 事業所運営体制の基本

(1) サービスの質の確保

1	職員会議	職員間において、定期的または随時に情報共有する体制がとられていますか。	A	A	
2	指導助言を受ける仕組み	職員が指導助言を受ける仕組みがありますか。	A	A	
3	個人情報の適切な取り扱い	子ども(保護者等を含む)に関する情報(データを含む)は、適切に取り扱われていますか。	B	B	

2 子どもの発達援助

(1) 発達援助の基本

4	保育課程	保育課程は、関係法令や子どもの発達特性を踏まえ、長期的見通しをもって適切に編成されていますか。	B	B	
5	指導計画	指導計画は、定期的に評価および見直しが行われていますか。	B	B	
6	理解と受容	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容していますか。	A	A	
7	さまざまな年代との交流	さまざまな年代や文化を持つ人たちに親しみを持つよう働きかけていますか。	B	A	
8	先入観を植え付けない配慮	性差への先入観による固定的な概念や役割分業意識を植え付けないような配慮を行っていますか。	B	B	

(2) 健康管理・食事

9	健康状態の把握	子どもの健康管理は、適切に行われていますか。	A	A	
10	健康診断等の実施	健康診断や歯科検診を定期的に行っていますか。	B	A	
11	食事環境の整備	子どもにとって、食事が楽しみとなるよう配慮していますか。	A	A	
12	食育の推進	子どもが生活と遊びの中で、食事を楽しみ合うよう、働きかけていますか。	A	A	
13	子どもの状況に応じた食事の提供	アレルギー疾患や体調不良の子どもがいる場合、子どもの状況に応じた食事が提供されていますか。	A	A	
14	家庭との連携	保育所で提供する食事について、保護者等に対して説明し、理解を得ていますか。	C	C	

(3) 保育環境

15	空間の確保	保育所は、子どもが心地よく過ごせるような空間が確保されていますか。	A	A	
16	設備・環境	保育所は、子どもたちの心身の安らぎ、くつろぎの面から配慮された場所となるよう、工夫されていますか。	A	A	
17	保育環境の整備	子どもが自発的に活動できる環境を整える工夫を行っていますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(4)保育内容

18	社会性の獲得	子どもが望ましい生活のルールや態度を身につけるよう、働きかけていますか。	B	A	
19	表現活動	身近な環境の中で、感覚を豊かにしたり、活動を楽しめるよう働きかけていますか。	A	A	
20	人間関係	遊びや生活を通して、人間関係が育つように働きかけていますか。	A	A	
21	乳児保育	乳児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	B	B	○
22	長時間保育	長時間保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	C	B	
23	障害児保育	障害児保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	B	A	

3 子育て支援**(1)保護者等への支援**

24	信頼関係の構築	保護者等の気持ちに共感しながら、信頼関係を築くよう努めていますか。	A	A	
25	保護者等との連携、共有	子どもの生活の連続性を踏まえ、保護者等との連携および情報共有が行われていますか。	A	A	
26	相談・情報提供	保育に関する知識や技術を活かして、保護者等からの相談にあたっていますか。	B	B	
27	不適切な養育に対する支援	虐待等、不適切な養育が行われている可能性があると感じた場合は、速やかに対応していますか。	B	A	
28	虐待等への対応	虐待を受けている子ども(虐待の可能性のある場合を含む)に対して、適切に対応していますか。	C	B	○

4 子どもの安全**(1)安全・事故防止**

29	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防および発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
30	事故・天災への対応	事故や天災が発生した場合、速やかに対応できる体制がありますか。	A	B	
31	不審者対策	不審者の侵入などに対応できる体制がありますか。	C	B	

5 地域との関わり**(1)関係機関および地域との連携**

32	関係機関との連携、協力	子ども家庭センター、要保護児童対策地域協議会、小学校等と連携し、必要に応じて協力体制を築いていますか。	B	A	
33	地域の子育て支援	地域の子育て支援の拠点として、子育て家庭に対して保育所機能を還元していますか。	A	A	
34	一時保育	一時保育のための環境が整備され、保育内容や方法に配慮していますか。	A	A	